

## 福島県原子力損害対策協議会「全体会議」議事録

- 1 日時 平成28年12月24日(土) 10:00～11:30
- 2 場所 福島グリーンパレス「瑞光の間」
- 3 出席者 福島県原子力損害対策協議会  
福島県知事 内堀雅雄  
福島県副知事 鈴木正晃  
J Aグループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会会長 大橋信夫  
福島県商工会連合会会長 轡田倉治  
福島県市長会監事(二本松市長) 新野洋  
福島県町村会会長(新地町長) 加藤憲郎  
福島県森林組合連合会代表理事会長 秋元公夫  
福島県畜産振興協会会長 宗像実 ほか  
計 90団体 144名出席

### 関係省庁等

原子力災害現地対策本部長兼経済産業副大臣 高木陽介  
経済産業省大臣官房総括審議官兼原子力災害対策本部福島原子力事故処理調整統括官 田中繁広  
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当) 板倉周一郎  
復興庁統括官 小糸正樹  
農林水産省危機管理・政策評価審議官 塩川白良 ほか  
計 21名出席

### 東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 廣瀬直己  
代表執行役副社長(福島復興本社代表) 石崎芳行 ほか  
計 20名出席

## 4 内容

### 【協議会会長あいさつ(知事)】

原子力発電所の事故から5年9か月が経過した。  
福島県では避難指示解除など復興の動きが着実に進みつつあるが、今もなお、8万人を超える県民がふるさとを離れて避難生活を続けており、被災者の生活再建、廃炉・汚染水対策、根強い風評といった様々な課題が山積するなど、福島の復興はいまだ途上にある。

そうした中、福島第一原発及び第二原発において、原子炉や使用済燃料プールの冷却が一時停止するなど、県民に大きな不安を与える事態が立て続けに発生した。



言うまでもなく、県内の原子力発電所の安全確保は、福島県の復興を進める大前提である。国及び東京電力は、しっかりと取り組んでいただきたい。

農林業の営業損害の賠償については、被害の実態として、避難指示区域内では、依然として農地に除染廃棄物が山積みにされているほか、長期間の不耕作による農地の荒廃など営農再開に向けた環境整備が十分に整っておらず、また、全県的には風評の影響が根強く残るなど厳しい現状にある。

国、東京電力においては、原子力災害の特殊性や被害の実態を踏まえ、農林業者や関係団体等の声をしっかりと聴き、事業を早期に再建できるよう、的確な賠償やきめ細かな支援をしていただきたい。

最後に、県民の置かれている厳しい状況をしっかりと認識をし、被害者の賠償請求に真摯に対応するよう強く求めるとともに、それらについて明確な回答を頂くことを申し上げ、挨拶とする。

### 【経過説明（鈴木副知事（協議会代表者会議議長））】

議事に先立ち、これまでの経過について説明する。

昨年度以来、平成29年1月以降の農林業に係る営業損害の賠償については、早急に考え方を示すよう東京電力等に対して求めていたところである。

本年9月に、東京電力が今後の農林業に係る営業損害の賠償素案を提示。内容としては、避難指示区域内外ともに、「年間逸失利益の2倍相当額を一括して賠償する」、「2年後以降は、風評被害が継続し、賠償額を超過した場合は適切に支払を行う」というもの。

素案に対して、農林業関係団体等から、「営農再開には相当な期間を要する」「賠償の打ち切りを懸念する」等の意見が多く出されたため、原子力損害対策協議会として、JA協議会と合同で、11月15日に、国、東京電力などに対して、緊急要望・要求を実施し、見直し等を求めた。

その結果、今日1日に、東京電力から見直し案が提示された。

見直し案については、幅広く関係団体の意見を伺う必要があること、また、営農再開等の支援策及び風評対策に係る国としての考えを示していただくため、本日、全体会議を開催したものである。

### 【高木原子力災害現地対策本部長兼経済産業副大臣あいさつ】

東日本大震災から5年9ヶ月が経過したが、福島県の復興は未だ道半ばである。真の復興を実現する上で、商工業とともに、農林業の再生は極めて重要な課題であり、更なる取組の強化が必要と認識している。

原子力災害現地対策本部長に着任してからの3年間、福島の皆様と、営農再開や風評被害の払拭について、様々な場で議論してきた。特に喫緊の課題である風評被害については、買い叩き等の被害実態の把握が極めて重要であり、国としても、県や農林業関係者の御協力も得つつ、しっかりと取り組ん



でいくべきと考えている。

また、農林業賠償については、11月15日にJAグループ福島協議会や原子力損害対策協議会等から直接御意見をお伺いした。

そうした過程を経て、農林業者お一人お一人が安心できるような施策や賠償のあり方を実現することが必要という思いを強くしている。

去る12月20日に、与党とも相談の上、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定した。

この指針においては、国が、損害がある限り賠償するという方針の下、引き続き適切な賠償を行うよう、東京電力に対して指導を行うこと、営農再開や風評被害の払拭に向けた対策を抜本的に強化すること等を明記した。

本日は、東京電力から、12月1日に提示した農林業賠償の「見直し案」について説明し、国からは、基本指針で取りまとめた農林業再生のための支援策や生産・流通・販売の各段階における風評被害対策について説明させていただく。

その上で、皆様のご意見をお伺いしたいので、よろしくお願いする。

## 【東京電力による見直し案の説明】

### ○ 東京電力 廣瀬社長

私どもの事故から、皆様は間もなく6度目のお正月を迎える。このような長きに渡り大変多くの皆様に御不便、御心配をおかけしている。改めて、この場をお借りし皆様方にお詫びを申し上げたい。

先ほど、内堀知事から話があったように、最近も福島第一及び福島第二原子力発電所の冷却水のポンプが停止し、皆様に大変な御心配をおかけした。実際、燃料の温度も下がってきており、冬でもあるので、多少時間が経過しても急に温度が上昇することはないのは事実だが、そうしたことに少し安心しているのではないかと社内を厳しく戒めたところである。発電所の安定的な運営が大前提であるので、社内をしっかりと引き締めて進めてまいりたい。



また、御存じのように通称東京電力改革委員会において、この2カ月半、東京電力がこれから福島の責任をどのように果たしていくのか、特に資金をどのように確保していくのか御議論いただいた。今週の20日には原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針が出されている。

この間、マスコミの関心も高く、ニュースや新聞では大きな見出しで取り上げられ、「東京電力は本当に大丈夫なのか」と御心配を抱かれたのではないかと案じている。

いかに時間がかかろうとも、金額が大きくなろうとも、最後の最後までしっかりと福島の責任を果たしていく覚悟である。

そのことについては、改めてここにお誓い申し上げさせていただきたい。今後ともし

っかり最後までやってまいりたい。

本日は、農林業の賠償に関して、この後、お手元の資料を基に、福島原子力補償相談室長の近藤から御説明させていただくが、避難指示区域内の営農再開の状況は、先ほど知事からもあったように、まだまだ厳しいものがある。

また、現在もなお風評は続いていると認識している。そうした中で、今後とも「損害や被害がある限りはしっかり賠償していく」という基本的な考えに基づき、皆様からの実情を良くお聞かせいただきながら、しっかり対応してまいりたい。

本日は、皆さまから様々な御意見をお聞きする場だと認識している。いただいた御意見を今後の賠償や活動に活かしてまいりたい。

## ○ 東京電力福島原子力補償相談室 近藤室長

お手元のパワーポイントの資料に基づき、農林業に係る今後の損害賠償の見直し案について御説明をさせていただく。

資料2ページ。始めに素案見直しの背景を記載しているが、こちらについては、先ほど鈴木副知事より素案の内容及びこれまでの経過について御説明をいただいたので、御説明は省略させていただくが、関係する皆様からたくさんの御意見を頂戴し、営農、営林再開に向けた環境整備の問題、それから根強く残る風評被害の問題等、まだまだ厳しい現状にあるとの認識を強くいたしたところである。



このような認識に立ち、素案の見直しを進めたので、改めて見直し後の29年1月以降の損害賠償の説明をさせていただく。

資料3ページ。賠償の基本的な考え方である。先ほど社長の廣瀬から申し上げたとおり、損害のある限り賠償するという方針にはいささかも変更はない。加えて、営農者の方々の再開に向けた御努力を今後とも強力に後押しするという考えに基づき、引き続き、適切に賠償をお支払いさせていただく。

また、農林業における風評被害については、当面の間、継続する可能性が高いものと認識をしており、損害の実態に合わせて、引き続き、適切に賠償をお支払いさせていただく。

次に、中段の枠内であるが、避難指示区域内及び避難指示区域外の出荷制限等に係る損害賠償について御説明をさせていただく。

資料4ページ。賠償の対象となる方については、避難等対象区域内で農林産物を生産されていた方のうち、平成29年1月以降も本件事故による被害の継続が認められる方。

なお、旧緊急時避難準備区域等については、休業の継続を余儀なくされた方に限らせていただく。

さらに、出荷制限指示等に係る損害賠償については、出荷制限指示等の対象となる品目を避難指示区域外の対象地域において生産されていた方々を対象とさせていただく。

次に賠償の内容について、まず、年間逸失利益の3倍相当額を賠償させていただく。

また、3年後以降、営農、営林再開後も作物が収穫に至らなかった場合、風評被害が継続する場合、その他の農林業の実態によるやむを得ない特段の御事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回お支払いする賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆様の御意見も踏まえた方式により、適切にお支払いをさせていただく。

また、追加的な費用については、御負担いただいた実費のうち、必要かつ合理的な範囲内で賠償をさせていただく。

続いて、3ページ下段枠内。避難指示区域外に係る損害賠償については、平成29年1月から1年間を目途とし、現行の風評賠償を継続させていただく。

また、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業の実態や農林業関係者の皆様の御意見をしっかりと踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を遅くとも平成29年末までには確定させ、平成30年から適用させていただく。

ここまでが、農林業に係る今後の損害賠償案の考え方の概要である。5ページ以降は避難指示区域内及び避難指示区域外の出荷制限等に係る損害賠償の賠償案の算定式等の詳細を記載しているので、本日は、御説明を割愛させていただく。

## 【国による施策の説明】

### ○ 農林水産省 塩川危機管理・政策評価審議官

資料の表にあるように、営農再開に向け、福島相双復興官民合同チームの営農再開グループでは今まで市町村を600回以上訪問しており、農業者の意向の把握、あるいは地域農業の将来像の策定に向けた支援を実施してきた。

2ページ目。その他、今年の7月から11月にかけて、農林水産省、福島県、市町村が連携し、認定農業者を訪問し、要望をお聞きしたり、支援策の説明を実施しているところである。



3ページ目。従来、営農再開に必要な農業用機械、施設については、農業者負担なしのリースで支援を行ってきたところであるが、今年の二次補正予算において、補助率4分の3で機械・施設、家畜の導入ができる「被災12市町村農業者支援事業」という新たな事業を設け、現在、申請の受付を開始したところである。当該事業の活用の呼びかけをしっかりとやっていきたい。

資料4ページから6ページについては、22日に概算決定された29年度予算で措置された風評対策に係る事業の内容である。

資料6ページ。福島県の農林水産業の再生に向け、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援する総額4,710百万円の事業である。

生産の段階においては、第三者認証GAPの取得の支援、環境に優しい農産物の生産

拡大の支援、水産物競争力強化に係る水産エコラベルの取得や高鮮度流通による付加価値の向上に係る支援、農林水産物の検査の支援に係る国のガイドラインに基づく放射性物質の検査や産地の自主検査に係る支援をしていく。

また、流通・販売段階においては、福島県農産物等流通実態調査事業により、国が福島県産の農林水産物の販売不振の実態と要因の調査をしていく。

販売拡大ティアップ事業では、生産者の販路開拓に必要な専門家による指導・助言について支援していく。

農産物等戦略的販売促進事業では、量販店での販売コーナーの設置、オンラインストアにおける特設ページの開設、ポイントキャンペーン等を通してしっかりと対策に取り組んでまいりたい。

### 【協議会会長発言（知事）】

福島県が原子力災害から復興し、地域を再生させるためには、被災者の生活再建、そして事業者が早期に事業を再建していくことが極めて重要である。

ただ今、農林業の営業損害に係る賠償の見直し案等について説明をいただいたが、それらについては、お手元に配布した資料のとおり、事業者や各市町村などから数多くの意見が寄せられた。

私からは、これらの意見等を踏まえ、4点申し上げたい。

まず、1点目。福島県の農林業の被害の実態として、避難指示区域内では、長期間の不耕作による農地の荒廃など営農再開に向けた環境整備が十分に整っていないことや、福島県産農作物等については、事故前と比較して他産地との価格差が大きく、全県的に風評の影響が根強く残っている等、厳しい現状にある。そこで、まず、基本的なことであるが、損害がある場合は当然賠償を継続する、ということを確認したい。

2点目。避難指示区域内について、見直し案では、年間逸失利益の3倍相当額を一括して支払うとしているが、確実に支払われるのか確認したい。また、一括賠償後の取扱いについては、風評被害が継続し、損害が賠償額を超過した場合には、適切に支払うとしているが、避難指示区域内の地域の状況は様々であり、賠償と施策を併せて、どのように対応しようとしているのか、改めて説明願いたい。

3点目。避難指示区域外について、見直し案では、来年1年間、現行の風評賠償を継続した上で、農林業関係者の意見を踏まえ、再来年以降の賠償の在り方を確定させるとしているが、今後の制度設計に当たっては、相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行う等、農林業関係者に過度な負担をかけない、という視点に立ち、誠意をもって協議を行っていただきたい。

4点目。施策面については、今ほど、国から各種施策について説明をいただいたが、本県農林水産業の再生に向けた新たな風評対策については、風評の現状をしっかりと踏まえた抜本的な見直しが必要で必要な予算が政府案に盛り込まれた。

風評の払拭は長い戦いとなることから、福島県としても安全対策やブランド力の強化などにしっかりと取り組んでいく。国としても風評対策に取り組むとともに、来年度の予算はもとより中長期的な予算の確保をお願いしたい。

以上、4点について、明確な回答をお願いする。

### 【協議会会長発言に対する国、東京電力の回答】

#### ○ 高木原子力災害現地対策本部長兼経済産業副大臣

1点目の賠償の継続については、「損害がある限り賠償する」という原則、また、「風評被害が当面は継続する」という認識の下で適切に対応するように東京電力に指導してまいりたい。この点については、東京電力からも回答させたい。

2点目の避難指示区域内の対応について、今般の見直し案に基づき、3倍相当額を支払うよう東京電力を指導してまいる。また、区域内における営農再開を後押しするべく、官民合同チームも活用して個別訪問を拡大し、農業者お一人お一人の課題を丁寧に把握することで、支援策のさらなる充実に取り組んでまいりたい。

3点目の風評賠償に係る取組については、東京電力から回答させる。

4点目の風評対策について、予算確保にむけた取組は、農林水産省から回答をいただきたいと思うが、風評対策については、腰を据えて取り組む必要があるため、予算措置に加え、国、県、JAなどの関係者による「風評対策作業部会」を来年早々に創設し、風評被害の実態や施策の効果を継続的に検証する体制を整えていく。政務レベルでも対策の進捗を確認し、事務方へ指示を出して、しっかりと対策を進めてまいりたい。

#### ○ 東京電力 廣瀬社長

私共が最初に御提出した賠償案の見直しにあたっては、農林業者様からいただいたたくさんの方の貴重な御意見を参考にさせていただいた。

当社としては、繰り返しになるが「損害がある限り賠償を続ける」との考え、方針に変わりはない。また、風評被害は当面は継続する可能性が高いものと認識している。

先ほど近藤からも申し上げたとおり、避難指示区域内の農林業者様については、年間逸失利益の3倍相当額をお支払いすることを改めて明確に述べさせていただく。その上で、3年後以降についても、営農や営林再開後も作物が収穫に至らない場合、あるいは風評被害が継続する場合、その他特段のご事情があり損害の継続を余儀なくされるという場合も当然考えられるので、そうした場合には農林業者様の実情を丁寧にお伺いし、適切に対応してまいりたい。

なお、3年後以降の区域内の取り扱いや、同時に避難指示区域外の再来年以降の賠償方針についても、農林業関係者様の御意見をしっかり聞かせていただき、それを踏まえて決定させていただきたい。

御指摘のあったとおり、農林業者様の賠償に関わる手続き面での負担もなるべく簡単にできるようにということも併せて、誠意をもって協議をさせていただきたい。

#### ○ 農林水産省 塩川危機管理・政策評価審議官

先ほど御説明した風評対策については、着実に実施していく。

また、来年度以降、必要な予算についてもしっかりと確保できるようにしていく。

なお、今年度実施した農業者への個別訪問については、今後、活動の強化を図ってま

いりたい。

### 【協議会副会長等発言】

#### ○ J A協議会 大橋会長（協議会副会長）

東京電力から平成28年12月1日に提示された見直し案については、12月21日に開催したJ Aグループ協議会臨時総会において、受け入れることを決定し、同日、東京電力に伝えたところである。

また、見直し案を受け入れることになったが、今後の賠償方針等に係る協議・検討にあたっては、スケジュールを明確にし、速やかな対応を求めるとともに、農業関係団体等の意見をしっかりと踏まえ、真摯に対応するよう改めて要求する。

なお、今般の素案の見直しにあたり、経済産業省、福島県、自民党をはじめとする関係者皆様には、特段の御指導・御協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げますとともに、避難指示区域内の農業者に対する営農再開支援や風評対策等、施策の充実と確実な実践、更には東京電力への指導について、引き続き御支援・御協力をお願いしたい。



#### ○ 商工会連合会 轡田会長（協議会副会長）

私からは3点申し上げる。

1点目は、風評対策についてである。当連合会において、東京を中心とした首都圏における風評被害の実態調査を実施した結果、福島県産の農産物を含めた加工食品について、「購入しない」との回答が未だに23.4%を占めている。この調査結果について、原発事故当時は30.4%だった。原発事故から6年近く経過しても未だに23.4%の方が福島県産品を「購入しない」との調査結果が出ている。「購入したくない」ではなく「購入しない」との回答である。

その観点から、風評対策について、東京電力が実施するのは当然のこと、政府でどの程度実施してもらえるのか。実施しているとは聞いているが、我々にはそれが全く感じられない。この点についてお伺いしたい。

2点目は、東京電力が判断する相当因果関係の問題である。農林業の一括賠償額が年間逸失利益の2倍相当額から3倍相当額になりJ Aで了解したことについては一歩前進したと評価する。

しかし、商工業に係る営業損害の一括賠償については、年間逸失利益の2倍相当額と説明していたにもかかわらず、実際は、2倍相当をもらっている事業者が20%から30%、1倍相当が20%から30%、残りは0倍である。



農林業者についても、商工業者のように3倍相当と説明しておきながら実際には2倍、1倍となるのではないかと懸念される。

商工業の一括賠償について、なぜこのようなことになっているのか具体的に説明をいただきたい。

もう一つは、被害の実態にあった相当因果関係の見直しと類型化の公開である。相談窓口において、似たようなケースでも認められる場合と認められない場合があることから、きっちりと類型化の部分を公開していただきたい。

3点目は、商工業に係る区域内の一括賠償については平成29年2月で終了となるが、一括賠償後の追加賠償をどのように考えているのか早急に提示していただきたい。

また、ゼロもしくは1倍となった事業者の追加賠償はあるのかないのか、終了なのか、明確な回答をいただきたい。

なお、農林業については、先ほどの説明にあったように、「損害が続く限り賠償は継続する」、「生産者からの意見を踏まえた方式で東京電力が適切に支払う」と明言しているが、商工業に対してこのような発言は一切ない。このことについてもどうなっているのか回答いただきたい。

#### ○ 森林組合連合会 秋元代表理事会長

今回示された見直し案については、県原子力損害対策協議会からの要求を概ね反映させているものと考え、当連合会としても大枠は受け入れることとする。

なお、賠償金の算定等に当たっては、特に基準年度について、今後、各森林組合の事情をしっかりと聞くとともに、請求手続きについても簡便な方法でお願いしたい。

また、これまで東京電力に営業損害に係る賠償請求をしているが、賠償を決定するまでに時間がかかりすぎている。早くても6カ月かかっているため、途中経過の説明を細やかに行う等、賠償の金額を早期に示すようお願いしたい。



#### ○ 畜産振興協会 宗像会長

私共の意見・要望を踏まえて、「損害がある限り賠償を継続する」を大前提に、早期に見直し案が提示されたことについては一定の評価をしており、生産者各位の理解も概ね得られるものと考えている。

原発事故から5年9カ月が経過する中で、福島県による検査に加えて、生産者団体の自主検査等で安全性を担保しているにも関わらず、今



なお、消費者にその取組が十分に伝わらず、牛肉をはじめとする畜産物において、風評被害が現在も続いている。今後、風評被害に対する取組をどのような形で行っていきばいいのか方針を示していただきたい。

加えて、畜産農家にとって、重要な生産基盤である採草牧草地における除染の遅れにより、自給飼料の給与制限や堆肥の滞留など解決すべき問題が山積しており、経営を大変厳しいものになっている。避難区域外において、平成29年1月から1年間は現行の賠償方式を継続することだが、今般の状況に鑑み、平成30年以降の賠償に係る方針についてできるだけ早く提案・提示願いたい。

また、併せて、損害賠償請求に対する審査等に必要以上に時間を要しており、スピード感をもって対応をしていただきたい。

さらに、避難指示区域内については、年間逸失利益の2倍相当額を3倍相当額にするとの考え方が示されたが、その根拠及び超過した場合の具体的な対応スキームを早期に提示願いたい。

#### ○ 市長会 新野監事（協議会副会長代理、二本松市長）

賠償素案の見直しの中の表現について1つ、全体的な問題について2つ申し上げる。

農林業に係る今後の賠償素案の見直し案に係る意見について、自民党の申し入れにある、「国による営農再開支援や風評払拭に向けた取組」に対する協力については、今後の損害賠償の全体像に「国等の支援施策と連携」とあるが、積極的にもっと協力する姿勢を明確に表現すべき、また、東京電力が主体的にしっかり取り組むことについても明示すべきではないか、との意見があった。



全体的な問題については、放射線に関する正しい知識の普及及び積極的な情報発信として、風評に起因すると思われる様々な問題を踏まえ、放射線による健康影響について様々な議論がまだ飛び交っている。国の責任と判断において、明確な基準を早急に示すことを求めている。子どもから大人まで幅広い年齢層において放射線に関する正しい知識の習得が図られるよう、国を挙げて放射線教育に早急に取り組むことを求めている。

また、11月1日、2日に全国市長会に呼びかけ、北は北海道から南は沖縄まで、50名の市長が福島第一原子力発電所の視察を実施した。線量計を身に着け、実際の線量を測定するなど様々な体験をしていただいたが、参加された市長のほとんどがこの福島県の現状を理解されていなかったという事実がある。このことについて、国民の間の理解が進んでいないことを痛切に感じたところである。国においては、国民に分かるようより積極的な情報発信を行っていただきたい。

もう一点は、有害鳥獣による農作物被害防止対策についてである、原子力発電所事故に伴い、イノシシなど有害鳥獣による農作物被害が広域的かつ深刻化している。すでに自治体に対応できる問題ではなくなってきているので、国と県がしっかりと連携して対

策を強化していただきたい。

○ 町村会 加藤会長（協議会副会長、新地町長）

これまで町村会では、東京電力が新・総合特別計画で掲げた「3つの誓い」、いわゆる「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、そして「和解仲介案の尊重」を賠償に携わる方に徹底させ、全ての賠償にあたるよう、強く求めてきたところである。

今回、農林業の賠償見直し案について、JA等農業関係団体が受入を決められたわけであり、我々町村はその決定を尊重するものであるので、

農林業の方々の期待に応えた、しっかりとした賠償の枠組みを構築されることを強く望む。特に、「損害がある限り賠償する」という方針を今後もしっかりと堅持されるとともに、3つの誓いに則り、被害者の立場に立った賠償を行っていただくことを強く求める。

最後に、本県農林業を復興させることは、本県の復興、特に農林業を基幹産業とする我々町村にとって決して欠くことのできないものである。

今回見直しされた賠償が、被害を受けている農林業の方々の営農再開や風評払拭など、未来への希望を見いだせる機会になることを強く期待するとともに、国にはそれを後押しする支援策のさらなる展開をお願いするものである。



【協議会副会長等に対する国、東京電力の回答】

○ 田中経済産業大臣官房総括審議官兼原子力災害対策本部福島原子力事故処理調整統括官

冒頭に東京電力から示した見直し案の関係で、JAの大橋会長を始め皆様から御理解をいただくと共に、今後とも被害の実態を踏まえ損害がある限り賠償をすべき、あるいはしっかりとした賠償の枠組みを構築すること、さらには、今後の取扱方針を早期に提示すること、また、農業関係団体の意見を踏まえ真摯に対応することなど、さまざまな御意見をいただいたところである。



このような意見をこれまでもしっかりと受け止めながら素案をお示したところであるが、今後ともそれを踏まえた対応を継続していくことに変更はないわけで、東京電力に対しても、引き続き適切に対応するよう指導していきたい。

また、今後の賠償のあり方については、農林業関係者の意見をしっかりと踏まえながら、出来るだけ早く29年末までに確定させるよう指導してまいりたいと考えている。

商工業の関係のさまざまな御指摘も轡田会長からいただいたところである。

風評被害の影響は深刻であること、また、一括賠償の取扱いについて、いただいた御

意見をしっかりと踏まえてまいりたいと考えている。商工業においても損害がある限り賠償するという方針に変わりはなく、風評被害などやむを得ない特段の事情により損害の継続を余儀なくされ、事故との相当因果関係が認められる損害が一括賠償額を超過した場合には、個別に事情を確認の上、適切に賠償することとしている。

また、色々な支払いを受け取られる方についても、その後の事情の変化等があれば、丁寧に事情をお伺いすることで対応してまいりたい。商工業者についてもしっかりと状況を踏まえることが肝心と思っている。

森林組合連合会、畜産振興協会から従来の損害賠償請求の対応が遅いのではないか、あるいは、30年以降もさまざまな事情に配慮してほしいということについての御意見をいただいた。こういった点についても、東京電力に対し、事業者への説明や相当因果関係の確認にあたっては、個別の状況を丁寧にお聞きし、適切な賠償を行うよう体制の整備を指導してきたところである。引き続き迅速な対応を含めてしっかりと対応できるように指導してまいりたい。

また、市長会の方からは放射線に関する知識の普及、積極的な情報発信についての御指摘があった。とりわけ我々は、ふくしまの今という動画を作成して積極的に情報発信しているところであるが、こういった努力を今後も継続していくとともに、健康の問題については、環境省の方で開催している専門家会議の中間とりまとめにおいて、放射線による健康への影響については今回の原発事故の放射線被ばくによる生物学的影響は現在のところ認められておらず、今後も放射線被ばくによって何らかの疾病率が高まることも、可能性としては小さいと考えられるということを公にしている。

国としては、健康管理に関して福島県が造成した県民健康管理基金782億円の交付金を拠出するとともに、福島県に財政的技術的支援や県民健康調査に携わる人材育成の指導を行っているところであり、今後とも必要な施策に取り組んでまいりたい。

## ○ 復興庁 小系統括官

私からは風評被害対策の強化について説明したい。

震災から5年9カ月が経過した今もなお、農林水産業、生活環境を始め幅広い分野において風評被害が続いていると認識している。復興庁においては復興大臣のもとに原子力災害による風評被害への影響に対する対策タスクフォースを開催し、政府一体となって取り組んでいるところである。直近では、10月7日に開催し、より一層正確で効果的な情報発信に努めるよう、復興大臣から関係省庁へさまざまな指示をしたところである。こうした指示も踏まえ、先ほど説明があった福島県農林水産業再生総合事業についても予算計上された。



また、放射線の影響に係る指摘もあって、これについての情報発信については、各省庁連携して施策を推進する体制づくりにも取り組んでいる。帰還に向けた放射線リスク

コミュニケーションに関する施策パッケージを各省庁連携して取りまとめに取り組んでいる。今後こうした取組みの再点検をしながらさらに体制を強化し、情報発信についても、新聞、テレビ、インターネット等、より国民に対する遡及効果が高い媒体を活用することで検討してまいりたい。

今後の取組として、風評については、去る12月5日に内堀福島県知事の方から復興大臣に対して、農林水産物の風評被害を払拭するために国が実態調査を実施し、この調査結果を踏まえた対応を行うことについて、現在改正を検討している福島復興再生特別措置法に位置づけるよう要望をいただいた。復興庁としては、この要望を踏まえて福島特措法にこうした内容が位置づけられるよう、今後関係省庁と調整を進めてまいりたい。

#### ○ 農林水産省 塩川危機管理・政策評価審議官

J Aグループ、町村会から営農再開の支援について御指摘をいただいた。これについては先ほど説明したとおり、今年秋に2次補正予算で措置をした被災12市町村農業者支援事業でしっかり支援をしてまいりたい。

同じくJ Aグループ、町村会、商工会連合会、畜産振興協会から風評被害についての指摘があった。これも先ほど説明した福島県農林水産業再生総合事業において生産から流通、販売に至るまでしっかりと支援してまいる。特に、風評の状況が深刻だという意見があった。まず、国の方が風評の実態調査をしっかり行い、支援をしてまいりたい。

それから、市長会の方から有害鳥獣による農作物に被害が出ているという指摘があった。農林水産省では全国を対象にした鳥獣被害防止総合対策を実施しているが、これに加えて旧警戒区域を対象とした福島県営農再開支援事業、この両方を使って捕獲機材の購入、進入防止策の整備、捕獲鳥獣の焼却施設の整備などについてしっかりと支援をしてきているところであり、今後とも支援をしてまいりたい。

#### ○ 文部科学省 板倉大臣官房審議官

文部科学省からは、放射線の情報発信について回答申し上げる。

文部科学省においては傘下の放射線に関する専門家、具体的にはリスクコミュニケーション研究開発機構、放射線被ばく総合研究所からなる専門家を活用しながら、様々な情報発信の取組を進めている。

具体的には、原子力研究開発機構においては放射線物質のモニタリングデータのホームページへの公表、放射線物質の環境動態研究により得られた科学的知見のホームページの開設、さらには放射線に関するご質問に答える会の開催等のリスクコミュニケーション活動等の取組の推進に努めている。

また、放射線被ばく総合研究所においては、放射線に関する講習会の開催や専門家の派遣を行い、文部科学的理解を図っている。



学校教育の現場においても、児童生徒が放射線についての知識を科学的に理解し、科学的に行動することができるよう放射線教育の充実を図ることとしており、具体的には副読本の配布を行っている。26年の3月に全国2200万部配布しており、小学生向け、中・高校生向けそれぞれ2種類あるが、それを配布して普及啓発に努めたところである。

## ○ 東京電力 廣瀬社長

今ほど、会場の皆様からは賠償の見直しに基づく今後の方策について、一定の御理解をいただいたと思っている。この間、色々な御意見を参考にさせていただいたが、今後も皆様からの御意見を踏まえながら決めていかなければならないことも残っているので、しっかり活かしていきたい。

その上で、営農者の方々の再開に向けた努力を強力に推し進めていくということである。国の方針も踏まえ、東京電力が主体的にしっかりと取り組んでいくということを改めて申し上げたい。

しかしながら、農林業の風評被害が継続する可能性も残っていると認識しているので、引き続き損害の実態に合わせて適切に賠償していくためにも、皆様の御意見、御事情を伺っていく。

また、避難指示区域内の3年後以降の取扱いや避難指示区域外の再来年以降の賠償方針についても、しっかりと御意見を聞かせていただいた上で、なるべく早期にしっかりと検討してまいりたい。

商工業の営業損害及び風評被害に係る損害について、先ほど轡田会長からも話があったが、我々も大原則は損害がある限り賠償することだと思っている。「類型化して公開できないか」、「2倍しか払ってもらってない、あるいは1倍しかもらっていない」、「風評が残っている」、これらについてもしっかりと御説明をしていかなければならない。また、その方々の状況が変われば、状況に応じてまた新たな対策を考えていかなければならないし、賠償額も変わってくると思っている。そういったことも踏まえてしっかりと話を聞き、丁寧な説明をさせていただくことが肝要だと思っている。

また、これから実際に御請求をいただく場合の手続面でも、改善すべき点は多々あるかと思う。先ほど秋元会長からも賠償の可否の決定に時間がかかり過ぎるという話があったが、確かにそのとおりだと思っているので、それらについても出来るだけ早く負担軽減も含めてどうすべきかということも絶えず考えていかなければならない。迅速に対応してまいりたい。

それから、営農再開支援や風評被害対策に対する国の各種対策については、もちろん我々が主体的に考え、しっかり役割を果たしていくということは申すまでもないことではあるが、皆様方からもこうして欲しいとか、これをやると効果がある等の御意見を是非賜うことができればと思っている。しっかりと取り組んでまいりますのでよろしくお願いしたい。

## 【協議会構成員発言】

### ○ 浪江町 馬場町長

今回の農林業の賠償については、今色々と話があったところであるが、浪江町においては、農地保全に向けて町民が努力を続けているものの、農業施設の復旧工事はようやく1割程度が着手された状況であり、物理的にも営農再開までは相当期間を要する。

したがって、3年後以降の賠償については、営農再開の状況、農林業固有の事情など実態を踏まえて、先ほど答弁があったが、個別の対応ではなく地域全体を見て損害がある限り賠償するのが当然だと私は思っているのので、東電の回答を求めたい。

その他について、商工団体連合会の会長からも話があったように、商工業者の営業損害、就労不能損害についても、損害がある限り賠償する方針に従い、改めて適切に賠償することを求める。先ほど、高木原子力災害現地対策本部長から話があったように、東京電力を指導するということであったので、この指導に対して東京電力はどのように対応するのか回答を求めたい。

それから3点目としては、精神的損害等の相当期間について、東京電力は6年を超える長期避難後の解除の状況を踏まえ、適切に判断すべきである。私どもも避難してから5年9カ月という状況になっているので、6年を超える長期避難について適切に判断し、相当期間の精神的損害賠償を支払うべきである。

また、文部科学省に尋ねたいが、原子力損害賠償紛争審査会においては、原発事故からだいぶ時間が経っているので、現地調査等により状況を把握され、今後議論されることに期待したい。回答をお願いします。

### ○ 葛尾村 篠木村長

私からは3点申し上げる。

私どもの村は、本年6月12日に帰還困難区域を除いて避難指示が解除されたが、帰村率についてはまだ7.6%である。そのような中で、1つ目は農林業の賠償についてである。農地の除染は一通り行われたものの、森林の除染が行われないことから各農家が風評に対する影響を懸念しており、営農再開に踏み切れない状況にある。今回、農林業に係る賠償が3年一括支払いということで示されたが、今後の賠償にあたっては、それぞれの農家の様々な事情を参酌していただき、地域全体の状況を把握した上で対応していただきたい。

また、農家が安心して営農に踏み切れるよう、その先にある個別賠償の内容についても早急に示していただきたい。

2つ目は商工業の営業損害の賠償についてであるが、本村の買い物環境の構築は、震災前から営業していた商店に村内での再開をお願いする形で進んでいる。現在、3店舗が再開準備を進めている。しかしながら、居住人口や通過交通などの減少により、経営環境は大変厳しい状況にあると認識している。そのような中で、2年分一括払いという基準は示されたが、その先の個別賠償の内容についてはまだ示されていないため、各商店は本当に戻って経営ができるのかという環境の中で二の足を踏んでいる状況である。再開準備を安心して進められるよう、営業損害の個別賠償の内容を早急に示していただ

きたい。

3つ目は自治体の財物賠償についてである。公有財産に対する損害賠償は指針においても財物価値の損失、また減少等による損害も民間の場合と同様という記述があるが、震災から6年になろうとしている中、未だに具体的に基準が示されていない。この件に関して十分認識されているとは思いますが、早めに基準を示していただきたい。どうか誠意ある対応をよろしく願います。

#### ○ 棚倉町 湯座町長

春には山菜、秋にはきのこ、特に本町では松茸がとれた。自然の恵みを享受して、それを生活の糧にして、さらには四季の移り変わりを感じてそれこそ皆さんが生きがいのある生活を送ってきた。それが原発事故で一転した。私はそれを取り戻したいと思っている。未来の子どもたちのためにきちんと引継ぎたいと思っている。

そしてまた、地方を創生していくためには必ず必要なことだと思っているので、担当省庁だけでなく、東電を始めしっかりとした対応をお願いしたい。

#### ○ 鮫川村 大楽村長

本日ここに来る途中に運転手と話をしてきた。何にも変わっていないよな。そのとおりである。放射能は臭いもない、色もない。だから怖い。福島県は米の産地である。東北六県皆さんで安全安心な米をとということで頑張ってきた。新潟のコシヒカリに次いで高い評価を得てきて、新潟県を追い越そうという思いで頑張ってきた。農薬、化学肥料を使わないで有機農業で差をつけようという思いで頑張ってきたところに放射能である。

風評被害は現実的にまだまだ厳しい状況にある。実害もまだまだある。今、棚倉町長が話した年寄りの生きがいを奪った。本村では畜産が盛んである。その畜産には土手草、道路の法面の草を利用している。豊かな資源があるのでこれを有効利用してきたが、この土手の草さえ、6年過ぎてもまだ食べられない。まだ利用できない状況にある。こんな中で損害賠償打ち切りなどということはとんでもない話である。

皆さん真剣にこの放射能被害について考えて欲しい。あのメルtdownした原子炉が解体されない限り賠償は続くものと思っているし、重い荷物を福島県の皆さんで背負っていると覚悟をしている。

帰ってこない人も多いが、私は頑張っこの福島県を復興させる。どうぞ見捨てないで、御支援を、賠償の支払いを国の責任、東京電力の責任でお願いしたい。

#### ○ 福島民主商工会 斎藤会長

先ほど県の商工会連合会の質問に対して東電の答弁があったが、これは私から見れば、現場の話と全く違う。商工業者の風評被害について、29年以降の追加賠償について、ゼロや一倍の人はこれで終わりなのかという問いに対して、しっかりと説明をして話を聞いて丁寧な説明をするという答弁があったが、実態がどうなっているかと言うと、合意文書にはこう書いてある。「各種統計資料等から当該業種の状況は事故前の状況に回復しているので、汚染を懸念しての買い控えや取引の停止はないものと判断します。本件

事故との相当因果関係が認められる個別の事情は確認できませんでした。したがって、今回の請求については、お伺いした個別事情を最大限考慮したうえで1年分を一括してお支払いします。」1年分を支払うけれども、もうこれで終わりですよと言わんばかりの内容である。商工会連合会の会長からも話があったように、風評被害は今も続いているし、営業損害は起きているにもかかわらず、1倍の一括払いの合意文書を出している。それで1年過ぎたから、まだ被害が続いていると東電の窓口で電話をするとお答えできません。本社に電話をすると検討中ですということ取り付くしまもない。

商工業者のこれからの賠償について、本当に継続して賠償するつもりがあるのか、お答えいただきたい。

#### ○ 福島県農民運動連合会 根本会長

私からは2点申し上げます。

1点目は、さまざまな団体や市町村から出された質問に対して必ず文書での回答をお願いしたい。今説明を聞いたがわからなかった。個々の具体的な事例を述べて質問しているにもかかわらずわからない。是非、文書での回答をお願いしたい。

2点目は、馬場町長から話があったが、紛争審査会についてである。一番は今日どうしてここにいないのかということである。支援機構とか支払者側はたくさんいるが、それを仲立ちする紛争審査会がないということは、果たすべき役割を果たしていないのではないかと。当然現地調査もあるが、求めたいのは本協議会に紛争審査会が出席することであり、出席を求められてしかるべきだと思う。議事録を読むと、ほとんど経産省と東電からの意見しかない。現地からの声というのはほとんど聞かれていないと思う。是非、紛争審査会の出席を求めていただくよう、内堀知事をお願いします。

#### ○ 福島県労働組合総連合 野木事務局長

私たちは、この原子力損害に対する賠償が地域経済に大きな影響を与えるという点から、商工業はもちろんのこと、農林業の賠償についても注目をしていく。素案から見直し案の説明を受けたが、やはり打切りへの不安が率直に言って拭えない。それは先ほども話があった2倍支払ということで行われている商工業者に対する賠償が、実際は2倍支払われるどころか、1倍、0.5倍、ゼロなど、値切りや打切りが横行している実態があるから不安が拭えないのだと思っている。

その点についての質問になるが、現在の商工業者に対する損害賠償の現状についての認識、とりわけ適切に賠償が行われていると考えているのかについて、国並びに東電に聞きたい。

#### 【協議会構成員発言に対する国、東京電力の回答】

#### ○ 田中経済産業大臣官房総括審議官兼原子力災害対策本部福島原子力事故処理調整統括官

まず、浪江の馬場町長、葛尾の篠木村長などから指摘のあった農林業の賠償についてである。3年目以降も損害がある限り賠償するのが当然、あるいは区域内について早期に方針を示し、真摯に対応すること、その他の町、村の皆さんからも風評がいかに現実

の問題として続いているのかについて、大変切実な意見をいただいたところである。こうしたことを我々も深く胸に刻んだうえで、先程來說明しているとおおり、損害がある限り賠償する。

また、風評が現実が続いている認識を政府としては閣議決定までしてしっかりと認識を共有しているので、それに基づき、東京電力に対しても引き続き適切な対応を指導していきたいと考えているし、方針についても意見をしっかりと伺いながら、出来るだけ早急に確定させたいと考えている。

また、商工業者の営業損害や就労不能損害も含め、いくつかの賠償の扱いについても指摘があった。現在の厳しい状況について、今いただいた意見やそれ以外も含め、我々も大変深く受け止めているし、しっかりと対応していかなければならないと考えている。賠償の面については当然のことながら、適切な対応を指導していくということがあるが、それと共に、自立支援や生活支援について県とも一体となり、官民合同チームの取組や個別の企業の取組に対する補助金、あるいは、いろいろな商業活動を活性化させるための応援など、さまざまな取組を複合的、多層的にやらせていただいている。

こういった取組と併せて、損害がなくなっていくような取組を強化していきたいと思っている。そうした施策面の取組も併せて、しっかりと取り組むことを約束したいと考えている。

それから、精神的損害等の相当期間の扱いについて、馬場町長の方から指摘があった。これについては昨年6月の閣議決定において、解除時期にかかわらず事故から6年後に解除する場合と同等の支払を行うことを決定しており、相当期間については1年となっているわけだが、賠償については新たな格差を生んだり、地域の分断を招くことがないように慎重に状況を見極めながら、今の意見も踏まえて考えていきたい。

避難指示区域の住民の方々も復興に向けて1歩1歩前進していただけるよう、自治体の皆さんとも最大限協力をさせていただきながら取り組んで行くことが大前提であるので、そうした環境づくりについてもさまざまな課題を共に考え、取り組んでいきたい。

自治体賠償について葛尾村の篠木村長からも話があったが、これについても色々な事情で作業が遅れている状況ではあるが、支払いの迅速化に向けて取り組んでいきたいと考えているし、個々の状況を丁寧に伺いながら対応できるよう、東京電力への指導をしっかりと行っていきたい。

商工業の賠償についての現状認識等、いくつか御指摘があった。これについても先ほど申し上げたように、農林業の賠償と同様に、損害がある限り継続していく。また、それを取り巻く厳しい状況についてもしっかりと認識をしながら、適切に対応していくという姿勢で国も取り組んでいる。引き続きこうしたことが確保されるよう、取組を進めていきたいと思っている。

## ○ 文部科学省 板倉大臣官房審議官

まず、馬場町長の方から話があった現地調査の件である。原子力損害賠償紛争審査会においては、本年7月以降現地視察を行って賠償状況の確認を行っている。今後も賠償状況の確認を行っていく中で、被災した地域の視察については必要に応じて検討してい

くことを考えており、復興状況に応じてしっかりと賠償がなされているかについて、被災地域全般に渡ってきめ細かく確認することを続けていきたい。

また、紛争審査会の場においては、自治体からの要望、意見を整理して文書にまとめて紹介している。これについては紛争審査会の場でしっかりと議論をしているところであり、今後とも継続していきたい。

自治体の賠償請求、公共の財物については、紛争審査会の中間指針において、地方公共団体等が所有する財物、土地、建物に関する損害賠償については、民間の場合と同様に、本件事故との相当因果関係が認められる限り賠償の対象になるとされている。

また、中間指針第2次追補においては、帰還困難区域内は全損したものと推認することができるかとされており、紛争審査会としては類似案件について、このような方針を示してきたところである。

現地視察の場においても、自治体の方々との意見交換をしているが、その際に、例えば今年の7月には鎌田会長の方から、具体的に色々な考え方はあるが、自己使用の不動産はいくら棄損されても損害にならないのかということ、そういうことはなく、事故により価値が棄損されれば立派な損害だというのが、民法上の基本的な考え方であると回答している。引き続ききめ細かく賠償状況について確認していきたい。

## ○ 東京電力 廣瀬社長

この度、3倍相当であるとか、2倍相当であるということを示させていただいているが、その後は打切りというニュアンスの発言がいくつかあった。これについては、かねてから申し上げているように、決して打切りということではなく、引き続き損害がある限り賠償を続けていくということが基本である。

ただ、この3年間であるとか、2年間であるということにどうやって時間を使っていくかということも、我々としては考えなければならないし、努力もしていかなければならない。この間で出来る限り損害を少なくし、なくしていく努力もやっていかなければならない。その上で、3年後、2年後にどうなっていくかということだと思っているので、今の段階でその先を明確に見直すのはなかなか難しい。

事故から通算すれば相当長い期間になるが、当然全てが一緒ということではなく、個々の状況をしっかりお聞きしていかなければならないと思っているし、引き続き皆さんのその時点での状況をお聞きし、損害があれば賠償することだと思っている。当然国の指導をこれまでも受けてきたし、今後も指導いただきながら検討を進めていくのが当然だと思っている。

また、1年分の判断について民主商工会の方からいただいたが、先ほど鎌田会長にもお答えしたとおり、その方の事情等を鑑みて1年分の判断をしたと思っている。2年目は貰えるのかと言えば、2年目の状況に変化があれば当然申請をしていただくし、その時の状況に応じて見ていくのだと思っており、1年分だからそこで打切りだとは思っていない。しっかりと事情をお聞きして判断していきたい。文書での回答が必要ということであれば、文書での回答をさせていただく。

こういったことで、我々としてはこれまでも適切に行ってきたと思っているし、今後

もししっかりと皆さんの御事情をお聞きして適切に賠償を行っていきたいと思っている。

また、損害の証明をするのも手間のかかることであるので、なるべく簡易な手法でやっていく努力もしていかなければならないと考えている。損害がある限り賠償をしていくという方針の下、私が先頭に立って事故の原因者としての役割を果たしていきたいと思っているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

### 【協議会会長発言（知事）】

最後に私から申し上げる。

農林業に係る今後の営業損害の賠償については、原子力損害対策協議会としての要望・要求を受け、一定の見直しがなされたものと受け止めている。

一方で、本日、農林業に係る営業損害の賠償を始め、商工業の営業損害に係る一括賠償後の取扱いや地方自治体に関する賠償などについても、ただ今、様々な意見、要望等が出されたところである。

東京電力においては、本日出された意見を含め、構成員から寄せられた意見を真摯に受け止め、損害がある限り賠償を行うことを基本に、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たしていただきたい。

被害者の生活や事業を再建するためには、的確な賠償とともに、施策面での対応が必要不可欠である。本日、国から農林業の再生に向けた支援策の説明があったが、被災地域の状況は様々であり、福島県としても、状況に応じた支援策を検討するとともに、新たな風評対策等を国や関係団体と一体となって、総力を挙げて推進してまいりたい。